

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	1-4-9
許認可等の種類	博物館相当施設の指定			
根拠法令条例等・条項	博物館法第29条			
許認可等の概要	博物館に相当する施設としての指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 「博物館法施行規則」</p> <p>一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。 二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。 三 学芸員に相当する職員がいること。 四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。 五 一年を通じて百日以上開館すること。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (事実関係の認定について事案ごとの差が大きく、標準処理期間を設定することは困難)			
期間の制定根拠				